

議 会 運 営 委 員 会

平成24年2月29日(水)

◎ 開 議 の 宣 告 (午後 1時30分)

○委員長(小久保重孝) それでは、ただいまより議会運営委員会を開きます。

出席委員数は7名であります。

会議に移る前に、議長から発言を求められておりますので、寺島議長、お願いいたします。

○議長(寺島 徹) きょうはご苦勞さまです。議運の絡みではないのですが、これは副市長と総務部長見えていますので、一言苦言を呈しておきたいというふうに思います。

このところ議案のいろいろな差しかえ等、非常に多くなっています。議案提出の際には十分に吟味をして、それから提出してもらうように、これは職員ともども十分に注意を喚起したいなと、そんなふうに思いますので、議運の中身の問題ではございませんけれども、一言その辺を申し上げたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長(小久保重孝) それでは、会議のほうに移ります。

第1、議会の運営について、1、第1回伊達市議会定例会の運営について、提出議案等の説明となります。

提出議案の説明を求めます。

○副市長(疋田 洋) 議案説明に入る前に、ただいま議長のほうからいわゆる訂正の関係も含めて大変おしかりがございました。十分我々としても職員に対しては資料の確認含めてやっているわけでございますけれども、残念ながら、また今回もこういった形でもって資料、図面の追加ですとか、あるいは訂正という形になってしまいました。大変申しわけなく思っております。

さらに、もう一点、ご説明をしておかなくてはならない件が1件ございまして、実は福祉タクシー・燃料併用助成券の関係でございまして、これは今回、今までは障がい者の1級、2級だけを交付の対象としていたのですけれども、今回の要綱の改正によって、24年度から療育手帳A、それから精神障害者保健福祉手帳1級、こういったところまで実は拡大しようということで、担当課のほうでもってその関係について先走りをいたしまして、もう既に3月の広報紙にその拡大の要綱について載せてしまいました。したがって、予算も含めてあるのですけれども、至急資料をつくりまして、あした机上配付をさせていただきたいと思いますので、議会軽視という形に形的にはなってしまうと、大変申しわけないと思っています。どうかその辺については、制度拡大ということで市民の利便を図るという立場の中で大きく見ていただいて、ご配慮をお願いをしたいというふうに思っております。

それでは、早速でございますけれども、議案第1号から説明をさせていただきます。議案第1号 公の施設に係る指定管理者の指定についてからご説明いたします。本案件は、平成24年4月1日から運営を開始する伊達市観光物産館及び黎明観の指定管理の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理の募集については、伊

達市公共施設の指定管理の指定の手續に関する条例第2条第2項により、効果的かつ効率的に管理を行うため、公募以外の方法により募集を行った結果、株式会社伊達観光物産公社から応募があったものであります。選定につきましては、選定委員会において選定基準に基づき評価を行った結果、議案説明資料にお示ししたとおり、各委員の評価点が選定要綱で定めている総合点の6割を上回る評価点を獲得したことから、株式会社伊達観光物産公社を本施設の指定管理者の候補として選定したものであります。

次に、議案第2号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。本案件は、本年4月にオープンとなりますまなびの里パークゴルフ場の管理を行わせる指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。指定管理者の公募について募集公告を行った結果、特定非営利活動法人有珠振興会から募集があったものであります。選定につきましては、選定委員会において選定基準に基づき評価を行った結果、議案説明資料にお示ししたとおり、各委員の評価点が選定要綱で定められている総合点の6割を上回る評価点を獲得したことから、特定非営利活動法人有珠振興会を本施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

次に、議案第3号 伊達市農業体質強化基盤整備促進事業分担金徴収条例についてご説明いたします。本市の重要な産業であります農業の体質強化を図るため、国の補正予算による農業体質強化基盤整備促進事業を活用し、基盤整備である心土破碎などの土層改良事業を行うとともに、受益者から分担金を徴収するための条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 伊達市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が昨年12月2日に公布されたことに伴い、伊達市税条例の一部を改正するものであります。改正の内容といたしましては、個人市民税の均等割を平成26年度から平成35年度までの間500円引き上げて年額3,500円と改正する。平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等について、退職所得に係る個人住民税の10%税率控除を廃止する改正、たばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこは1,000本につき5,262円とし、旧3級品の製造たばこは1,000本につき2,495円にする改正であります。

次に、議案第5号 伊達市乳幼児等医療費の助成に関する条例及び伊達市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、児童福祉法の改正により同法第27条第1項第3号に規定する措置の対象から知的障がい児通園施設が除かれたことに伴い、助成の対象外となる施設についての文言を整理するものであります。また、この改正に合わせ、肝臓の機能の障がいの表記を改め、精神科を標榜する医師を精神科を標榜する医療機関の医師に語句の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 伊達市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により公営住宅法が一部改正されました。この改正により、これまで市営

住宅の入居者資格とされてきた同居親族要件は廃止されますが、本市ではこれまでどおりの入居者資格として同居親族要件を継続するため、規定の改正をするものであります。また、大滝区においては、同居親族要件を該当させないよう規定するものであります。

次に、議案第7号 伊達市環境基本条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本条例の前文には伊達市の地勢等が記載されておりますが、平成18年3月の大滝村との合併後、大滝区の地勢等が追加されていないことから、前文を大滝区の地勢等を追加した形に改正するものであります。

次に、議案第8号 伊達市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、介護保険法施行令等が改正され、第5期の伊達市介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの3年間の新たな保険料を定めるための条例の改正であります。改正の内容といたしましては、第7条第1項の保険料率を新たに定めるものであります。また、第7条第1項第3号に規定する第1号被保険者のうち、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が120万円以下の者及び同項4号に規定する第1号被保険者のうち、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者についての軽減措置を附則において定めるものであります。

次に、議案第9号 伊達市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。平成19年度の給料表切りかえに伴い、切りかえ前の給料月額に達していない職員については、その差額に相当する額を給料として支給しておりますが、その支給期間を平成25年3月31日までとするものであります。

次に、議案第10号 伊達市総合体育館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、昨年の3月市議会定例会において議決をいただいたものであります。引用する法律と法律番号について誤りがあったことから、これを正すため改正するものであります。

次に、議案第11号 平成23年度伊達市一般会計補正予算（第11号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,480万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億6,734万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の主な内容は、自立支援給付費、農業体質強化基盤整備促進事業、大滝区教職員住宅整備事業、東日本大震災に伴う海底残存災害等廃棄物処理事業の増額及び決算見込みに伴う予算整理等に係る減額でございます。繰越明許費の補正につきましては、道営上円山地区畑地帯総合整備事業負担金、農業体質強化基盤整備促進事業、大滝区教職員住宅整備事業及び東日本大震災に伴う海底残存災害等廃棄物処理事業に係るものでございます。債務負担行為の補正につきましては、観光物産館及び黎明観运营管理委託費、まなびの里パークゴルフ場运营管理委託費等の追加と予算整理等に伴う限度額の変更などがございます。地方債の補正につきましては、大滝区教職員住宅整備事業の追加と予算整理等に伴う限度額の変更などがございます。

次に、議案第12号 平成23年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,935万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億5,363万6,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、職員給与等及び国庫負担金返

還金の増額でございます。

次に、議案第13号 平成23年度伊達市下水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,704万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,803万1,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、決算見込みに伴う予算整理等に係る増減でございます。地方債の補正につきましては、公共下水道事業の予算整理に伴う限度額の変更でございます。

次に、議案第14号 平成23年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,282万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億9,003万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、給与改定に伴う職員給与費等の減額、介護保険システム改修費の増額等についてでございます。債務負担行為の補正につきましては、包括的支援事業委託費の追加と予算整理等に伴う限度額の変更などがございます。

次に、議案第15号 平成23年度伊達市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ138万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,470万9,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものでございます。補正予算の内容につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合に係る事務費負担金の減額と保険料等負担金の増額等でございます。

次に、議案第16号 平成23年度伊達市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。まず、第2条の業務の予定量につきましては、平成23年度伊達市水道事業会計予算における事業の実績等を勘案し、給水戸数などについて補正するものでございます。次に、第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、水道事業収益に6,160万円を追加し、6億4,364万8,000円に、また水道事業費用に255万1,000円を追加し、5億1,790万1,000円とするものでございます。第4条の資本的支出の補正につきましては、1,348万6,000円を減額し、3億4,229万8,000円とするものでございます。また、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、いわゆる補てん財源につきましてもそれぞれ補正するものでございます。第5条は、予定支出の各項の経費の金額の流用の補正でございまして、第3条に対応する金額を補正するものでございます。第6条は、予算第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございまして、補正予算第3条に対応する金額を補正するものでございます。第7条は、たな卸資産購入限度額の補正でございまして、690万円を減額し、3,489万1,000円とするものでございます。

次に、議案第17号から議案第25号までは平成24年度予算に係る議案でございます。予算内容の詳細につきましては、平成24年度歳入歳出予算事項別明細書及び予算資料であります議案説明資料や予算概要に記載してございますので、提案に当たりましては主な項目についてご説明いたしたいと存じます。

別冊の平成24年度各会計予算及び予算説明書をお開きいただきたいと存じます。目次の次のページに予算総括表がございますので、まず予算全体についてご説明いたします。平成24年度予算は、

一般会計が174億1,922万7,000円で、平成23年度の当初予算と比較いたしますと5,446万4,000円、0.3%の減となっております。

次に、特別会計でございますが、7特別会計を合わせました額が104億9,654万4,000円で、前年度と比較いたしますと1億8,836万1,000円、1.8%の増となっております。これらに水道事業会計8億9,852万5,000円を加えた全9会計の合計は288億1,429万6,000円となっており、これを前年度と比較いたしますと1億6,733万5,000円、0.6%の増でございます。

次に、議案第17号についてご説明申し上げます。一般—1ページをお開き願います。議案第17号は、平成24年度伊達市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算についてございまして、総額をそれぞれ174億1,922万7,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおり、第2条は継続費についてございまして「第2表継続費」のとおり、第3条は債務負担行為でございまして「第3表債務負担行為」のとおり、第4条は地方債でございまして「第4表地方債」のとおり、第5条は一時借入金でございまして、借り入れの最高額を30億と定めたいというのが予算の概要でございます。なお、予算収支でございまして、4億3,000万円の収支不足となりましたことから、財政調整基金の繰り入れにより財源調整を行ったところでございます。

次に、議案第18号についてご説明申し上げます。国保—1ページをお開き願います。議案第18号は、平成24年度伊達市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算についてございまして、総額をそれぞれ51億431万3,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおり、第2条は一時借入金でございまして、借入金の最高額は5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第19号についてご説明申し上げます。下水—1ページをお開き願います。議案第19号は、平成24年度伊達市下水道特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額についてございまして、総額をそれぞれ17億1,313万2,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおり、第2条は債務負担行為でございまして「第2表債務負担行為」のとおり、第3条は地方債でございまして「第3表地方債」のとおり、第4条は一時借入金でございまして、借り入れの最高額は5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第20号についてご説明申し上げます。公共—1ページをお開き願います。議案第20号は、平成24年度伊達市公共用地先行取得特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ939万5,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第21号についてご説明申し上げます。介護—1ページをお開き願います。議案第21号は、平成24年度伊達市介護保険特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算についてございまして、総額をそれぞれ30億1,667万4,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりと、第2条は一時借入金でございまして、借り入れの最高額は5億円と定めたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第22号についてご説明申し上げます。霊園—1ページをお開き願います。議案第22号

は、平成24年度伊達市霊園特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,123万8,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第23号についてご説明申し上げます。簡水―1ページをお開き願います。議案第23号は、平成24年度伊達市簡易水道特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,431万5,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおり、第2条は地方債でございまして「第2表地方債」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。高医―1ページをお開き願います。議案第24号は、平成24年度伊達市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億747万7,000円と定め、「第1表歳入歳出予算」のとおりといたしたいというのが予算の概要でございます。

次に、議案第25号についてご説明申し上げます。水道―1ページをお開き願います。

まず、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数を1万4,762戸、年間総給水量を346万9,940立方メートルと見込んでおります。また、主な建設改良事業といたしまして、施設整備事業に1,887万9,000円、配水管整備事業に2億8,357万6,000円、地上式量水器整備事業に5,353万1,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出でございます。収入に5億8,537万4,000円を、支出に5億1,456万7,000円を計上してございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。収入に2,273万7,000円を、支出に3億8,395万8,000円を計上してございます。また、ここで生じます不足額の3億6,122万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんしようとするものでございます。

第5条は、企業債でございまして、起債の目的、限度額等を表のとおりとするものでございます。

第6条は、一時借入金でございまして、限度額を6,000万円と定めるものでございます。

第7条は、経費の流用可能金額についてでございまして、営業費用を3億6,019万7,000円、営業外費用を1,705万円と定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございます。職員給与費1億3,289万2,000円を流用禁止と定めるものでございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額でございまして、その限度額を4,492万円と定めるものでございます。

次に、報告第1号 平成24事業年度伊達市土地開発公社事業計画及び予算についてご説明いたします。この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告1―2ページの平成24事業年度伊達市土地開発公社事業計画からご説明いたします。1の土地の取得、造成であります。公有地取得事業につきましては泉の沢公園事業用地等の取得と長和

工業団地の造成でありまして、合計金額は317万2,000円であります。2の土地の処分でありまして、福祉施設用地等の処分と長和工業団地の処分でありまして、合計は面積5,655.18平方メートル、金額8,134万円であります。

次に、報告1―3ページの平成24事業年度伊達市土地開発公社予算についてご説明いたします。第2条の収益的収入及び支出であります。まず収入、第1款の事業収益につきましては、第1項の公有地取得事業収益といたしまして福祉施設用地等の売却を、また第2項の土地造成事業収益といたしまして、長和工業団地の売却を見込んだものであります。事業収益合計は8,134万円であります。

第2款の事業外収益につきましては、受取利息といたしまして1万円、雑収益といたしまして1万円を計上し、事業外収益合計は2万円となり、収入合計といたしましては8,136万円であります。

次に、支出、第1款の事業原価につきましては、収入の事業収益に対する費用でありまして、事業原価合計8,134万円であります。

第2款の販売費及び一般管理費につきましては、198万4,000円を計上しております。

第3款の予備費につきましては50万円を計上し、支出合計といたしましては8,382万4,000円であります。

次のページに移りまして、第3条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。今年度の資本的収入はございません。

支出、第1款の資本的支出であります。第1項の公有地取得事業及び第2項の土地造成事業につきましては、土地の取得や管理に必要な支出であります。また、3条に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足額3,172万円は、当年度損益勘定留保資金3,172万円により補てんするものであります。

第4条の借入金につきましては、土地開発事業を行うための借入金の限度額を5億5,000万円と設定するものであります。

次に、報告第2号 平成24事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画及び予算についてご説明いたします。この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告2―2ページ、平成24事業年度株式会社伊達観光物産公社事業計画からご説明いたします。1の平成24年事業計画であります。本年度の主要事業として、4月にオープンする伊達市観光物産館の知名度向上及び安定した経営を目標として掲げ、地場産品等の販売に力を入れ、株式会社伊達観光物産公社の発展を図っていきます。

次に、2の事業展開であります。伊達市観光物産館及び黎明観の管理運営、地場産品等の展示及び販売、各種イベントの企画立案及び実施、観光事業の企画、調整に関する事業が主な事業であります。

次に、3の事業収益であります。観光物産館の運営につきましては、オープン初年度であるため売り上げ収入については想定が難しいところではございますが、知名度の浸透に時間がかかることから、軌道に乗るまでは厳しい状況が続くものと思われま。

次に、報告 2－3 ページ、平成24事業年度株式会社伊達観光物産公社予算についてご説明いたします。第 2 条の収益的収入及び支出であります。まず収入、第 1 款の事業収益につきましては、伊達市観光物産館の商品等の売り上げといたしまして 1 億5,104万円を見込んでおります。

第 2 款の事業外収益につきましては、指定管理料といたしまして2,412万3,000円を計上しております。なお、指定管理料につきましては、4月から12月までの分を計上しております。収入合計といたしましては、1 億7,516万3,000円であります。

次に、支出、第 1 款の事業原価につきましては、収入の事業収益に対する費用でありまして、1 億2,257万9,000円であります。

第 2 款の販売費及び一般管理費につきましては、役員報酬、給与、雑給、福利厚生費等としまして2,565万6,000円を計上しております。

第 3 款の事業外費用につきましては、指定管理経費の2,412万3,000円を計上し、支出合計といたしまして、1 億7,235万8,000円であります。

次のページに移りまして、第 3 条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。収入、第 1 款の資本的収入であります。第 1 項の借入金には観光物産館の備品購入が2,500万円、工事費が500万円、収入合計といたしまして3,000万円であります。

次に、支出、第 1 款の資本的支出であります。第 1 項の地場産品販売事業につきましては、観光物産館の備品の購入や工事に必要な支出でありまして、合計で3,000万円を計上しております。

第 2 項の借入金償還金は、借入金の元金相当分の280万5,000円となり、支出合計といたしましては3,280万5,000円あります。また、第 3 条に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額280万5,000円は、当年度事業収益により補てんをするものであります。

第 4 条の借入金につきましては、事業を行うための借入金の限度額を3,000万円と想定するものであります。

そのほかといたしまして、平成24年度市政執行方針と平成24年度教育行政執行方針の 2 本の報告を予定をしております。

以上、提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小久保重孝） それでは、ただいまの説明に対して質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、副市長、退席をしてください。

それでは、続きます。次に、議長発議議案が 1 件あります。

事務局長からお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （1）の提出議案の説明、議長発議議案 1 案件であります。

詳しい内容につきましては、引き続き議案の取り扱い案のほうでさせていただきます。

（2）の議案の取り扱い案であります。書類番号 1 をお聞き願いたいと思います。市長提出の議案25案件と行政報告 1 案件、教育行政報告 1 案件、報告 2 案件の計29案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件であります。議案25案件は過半数、

行政報告1案件、教育行政報告1案件、報告2案件は受理ということになります。次に、付託予定委員会ではありますが、記載のとおり各常任委員会に付託したいと考えております。なお、議案第11号から議案第16号までの補正予算であります。年度末の整理予算というのが主でありますことから、補正予算審査特別委員会への付託を省略したいと考えております。議案第17号は、平成24年度の一般会計予算であります。これにつきましては、一般会計予算審査特別委員会を設置し、付託したいと考えております。議案第18号から議案第25号までの8案件につきましては、平成24年度の各特別会計の予算であります。この8案件につきましては特別会計予算審査特別委員会を設置し、付託したいと考えております。上程の可否については、法的要件が整っておりますので、可であります。

次に、議長発議ではありますが、1案件となっております。発議第1号 議員の派遣についてありますが、議会は調査等のために議員を派遣するときには議会の議決が必要となります。そこで、あらかじめ本定例会で平成24年度の議員の派遣について議会の議決を行うというものであります。これにつきましては、最終日に上程を予定しております。なお、議長発議に係る根拠法等は記載のとおりであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） それでは、今の説明のとおり常任委員会の付託の件、また補正予算審査特別委員会設置の件、設置をしないということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） また、一般会計予算審査特別委員会の設置、これは2日間ということで例年どおり、特別会計も1日間ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、続いて、会議録署名議員の指名、また監査報告についてお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （3）の会議録署名議員の指名についてであります。今定例会の会議録署名議員は、輪番制によりまして3番、辻浦議員、12番、滝谷議員にお願いしたいと思っております。

（4）の監査報告であります。監査委員より記載のとおり平成23年度例月出納検査の結果報告書及び定期監査の結果報告書の提出があり、受理しておりますので、その旨本会議で議長から報告するものであります。

○委員長（小久保重孝） これもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

続いて、一般質問取り扱い案についてお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （5）の一般質問の取り扱い案であります。別冊の書類番号2をお開き願いたいと思います。

一般質問は、記載のとおり6名の方から通告がされております。発言順序ですが、3月8日の午

前10時から菊地議員と吉野議員、午後1時から辻浦議員と小久保議員、3月9日の午前10時から原見議員と大光議員と考えております。なお、重複調整はありませんでした。

○委員長（小久保重孝） 一般質問、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

続いて、会期日程案についてお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （6）の会期日程案であります、書類番号3をお開き願いたいと思います。

平成23年11月29日の議会運営委員会で3月2日から3月22日までとする会期日程案が決定していましたが、先ほど補正予算審査特別委員会は設置しないこととなったことにより、日程に空白が生じますので、その取り扱いについてご協議願いたいと思います。

○委員長（小久保重孝） 補正予算審査特別委員会を設置しませんでしたので、1日繰り上がるということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） よろしければ、新しい日程表を事務局から配付をさせます。

日程は今お配りをしたとおりであります。2日開会の21日が閉会ということになりますので、よろしく願いをいたします。

なお、一般会計予算審査特別委員会は14日、15日、そして特別会計予算審査特別委員会は16日ということでございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、続いて、意見書案の取り扱いについてお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （7）の意見書案の取り扱いについてであります、書類番号4をお開き願いたいと思います。

本定例会に意見書案7件の提出依頼がありました。件名、提出依頼者、受け付けについては記載のとおりであります。なお、過去に提出依頼のありました類似の意見書案は、1号、2号の2件あります。この2件につきましては、後ろにコピーを添付してありますので、取り扱いの参考にさせていただきたいと思っております。

○委員長（小久保重孝） 意見書案7件であります。9日の日に議運を開きますので、それまでに会派のほうで取りまとめをお願いをいたします。

続いて、8番、9番ですか、10番、11番まで続けてお願いいたします。

○事務局長（大内壽幸） （8）の会期中における所管事務調査の予定であります、総務文教常任委員会が記載のとおり調査を予定しております。

（9）の最終日における委員会報告予定であります、総務文教常任委員会は会期中及び閉会中、産業民生常任委員会は閉会中に行った所管事務調査の報告を予定しております。

（10）の平成24年度閉会中継続調査申し出案であります、記載のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から最終日に上程される予定となっております。

(11) の議長の諸報告であります。議会の行事及び会議等及び会期中の議長の動向については、書類番号5に記載のとおりであります。

以上です。

○委員長（小久保重孝） 8番から11番まで、よろしいでしょうか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

そうしましたら、あとは、では2番の議会運営委員会の閉会中継続調査の申し出案の確認についてと3番を続けてお願いします。

○事務局長（大内壽幸） 2の議会運営委員会の閉会中継続調査の申し出案についてであります。書類番号6をお開き願いたいと思います。

議会運営委員会から、ここに記載の3案件について、さらに調査の必要があることから、平成24年度閉会中の継続調査を申し出たいというものであります。

3の平成24年第2回伊達市議会定例会の会期日程案についてであります。書類番号7をお開き願いたいと思います。ここに3案をお示ししておりますが、市長が6月5日から6日にかけて全国市長会に出席予定であること、また上京時のスケジュールがまだ定まっていないこと等を勘案しますと、安全を見て、第2案にはいかがかと考えております。

○委員長（小久保重孝） まず、閉会中の継続調査の申し出はよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

また、第2回定例会の会期日程案でございますが、第2案ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

では、第2案ということで決めさせていただきます。

それでは、続いて、4の議会費の予算についてでございます。

○庶務課長（佐藤之宣） それでは、議会費予算についてご説明申し上げます。

初めに、(1)の平成23年度議会費補正予算案について、書類番号8に基づきましてご説明させていただきます。平成23年度議会費の補正前の総額は1億8,986万7,000円でありまして、今回529万6,000円の減額補正を行うものであります。その内訳につきましては、3節職員手当等、9節旅費、11節需用費、13節委託料の以上4項目の減額補正であります。まず、3節職員手当等につきましては193万3,000円の減額で、これにつきましては改選期による新議員4名の6月期末手当の支給率が0.3となっておりますことから、これに伴う減額であります。次に、9節旅費についてであります。41万3,000円の減額で、当初見込んでおりました議長の道外旅費の不用額によるものと、常任委員会の先進地視察経費の精算によるものであります。次に、11節需用費についてであります。65万円の減額で、議会だよりの発行が改選期ということで1回減となっていることと、契約単価の減によるものであります。最後に、13節委託料についてであります。230万円の減額で、これは会議録調製に係る経費で、各委員会等の開催日数や本会議を含めた会議時間が当初見込みより

も少なかったことによる減額であります。

なお、これらの減額補正につきましては、3月定例会で補正予算案として上程されます。

以上であります。

○委員長（小久保重孝） ただいまご説明をしましたのは議会費の補正予算でございますが、何か質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

そして、続いて（2）の平成24年度議会費当初予算案の内示結果についてということで、これも庶務課長のほうからお願いします。

○庶務課長（佐藤之宣） 引き続きまして、（2）の平成24年度議会費当初予算案の内示結果について、書類番号9に基づきましてご説明申し上げます。

昨年の11月29日及び12月12日開催の議会運営委員会において、平成24年度議会費予算案についてご説明させていただきましたが、予算要求額1億8,703万1,000円に対しまして、1億6,491万円の内示を受けたところであり、2,212万1,000円の減額査定となっております。その内訳につきましては、1つは4節共済費について、予算要求時に平成24年度の共済給付金の給付に要する負担金率が未定であり、平成23年度ベースで暫定的に算定しておりましたが、その後市議会議員共済会からの確定通知があり、当初要求額6,140万6,000円に対し、4,004万8,000円となり、2,135万8,000円の減額となったものであります。

書類番号9の裏面に、細目別一覧表を掲載しておりますが、共済費につきましては、1の議員報酬等及び費用弁償に含まれております。

また、臨時事業予算関係では、議場・第1会議室音響システム等整備事業につきましては、予算要求どおり1,446万9,000円の内示を受けております。

一方、議場等LAN新設経費と会議録検索システム更新データ作成業務委託料のうち、委員会分につきましては、いずれもゼロ査定の内示結果となっております。

なお、予算化されなかった事業については、次年度予算で再度協議いただくことになるかと思いますが、委員会会議録につきましては、情報公開を進める観点から当面PDF形式で市議会のホームページに掲載していきたいと考えております。

また、議場照明改修につきましては、総務課において庁舎会議の中で予算要求しておりましたが、財政当局より業者との設計協議なども含め、改修内容を再検討してもらいたいとの話がございまして、これはゼロ査定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小久保重孝） ただいま説明しましたのは、平成24年度の議会費の当初予算に関してでございます。内示結果ということで、この議会で希望していたものが入っていないものもございませう。財政、大変厳しい中で、こういう結果になりました。

この際、もし何かございましたらご発言を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それでは、この予算案ということをご理解をください。

続いて、第2、議長諮問について、答申以外の継続審査事項、議場音響システム等の更新を含めた議場の改修についてでございます。

①、議会中継システムについては、継続協議事項になっておりますので、本日議論をすることはございませんが、引き続きこのことについては、新しい年度に向けて継続して議論をしてまいりたい、そのように思っております。

続いて、第3、議会の会議規則等の改正についてを説明いたします。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、私のほうから先例集の一部改正案についてご説明させていただきます。

書類番号10番をお開き願いたいと存じます。最初に、先例集の一部改正についてでございますが、法改正に伴う字句の整理、会派代表者会議及び議会運営委員会で決定した内容に伴う改正が中心となっております。

それでは、順を追ってご説明をさせていただきたいと存じます。まず、見出し番号1の先例集の部分について、こちらは5項目ございます。最初に、初議会の運営ですが、8ページ、11ページとも地方議会議員年金制度が廃止されたことに伴う字句の整理でございまして、表の右側が現行の部分で、左側が改正案となっております。

次に、議案及び動議の項目でございますが、平成21年3月30日の会派代表者会議で、議会からは農業委員を推薦しないということで決定をさせていただきましたが、22ページの議長発議による動議の例示の部分で改正漏れがございまして、今回修正させていただく部分でございます。

次に、議事日程の項目でございますが、伊達市議会議員定数条例の一部改正により、議員定数が18人になったことに伴う会議録署名議員の順番の修正でございます。ページ数でいきますと、22ページということになります。

次に、質問の項目でございますが、昨年の1月25日開催の議会運営委員会で、今回がそうございますけれども、当初予算議会における会期日程の組み方を他の定例会と同じく議案質疑の後に一般質問の日程を組む形で決定されましたので、その部分にかかわる文言を整理したものでございます。こちらは45ページの内容でございます。

最後に、委員会の項目でございますが、60ページ、議会運営委員会の専管事項の根拠法令である地方自治法の改正に伴う字句の変更でございます。

それで、続きまして、2番目の議会内規等の整理についてでございます。こちらにつきましては、新規の制定が1件、これは見出し番号の17、最後ですけれども、伊達市議会議長交際費の支出基準でございます。それと、一部改正が2件、こちらにつきましては見出し番号の5番と9番、それと全部廃止が1件ございまして、こちらは見出し番号の11番、空港問題調査研究会会則で、以上合計しまして4案件でございます。このうち一部改正の伊達市議会だより発行要領以外につきましては、既に議会運営委員会及び改選後の議員会定期総会にて決定した事項でございますので、見出し番号5番、伊達市議会だより発行要領の部分のみご説明させていただき、他の項目につきましては、おさらいという形で資料をご参照いただきたいと思います。と存じます。

それでは、見出し番号5番、伊達市議会だより発行要領でございますが、3ページの条文の中で現在市内の朗読ボランティアさんにご協力をいただいております声の伊達市議会だよりの配布の部分がございまして、現在カセットテープではなく、CDに録音したものを配布してございまして、今後の動向も勘案しまして、「カセットテープ」の部分を「記録媒体」という字句で整理させていただくというものでございます。

以上で先例集の一部改正案についてのご説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（小久保重孝） ただいまご説明申し上げた件について、何か質疑はございますか。

○委員（小泉勇一） 農業委員の推薦ですけれども、この改正案のとおりでいくと、農業委員は議会では推薦しないというふうにとられかねないのではないかと思いますけれども、議員である者の推薦はやめるけれども、議会としては推薦はするわけですよね。ですから、これはこの文言そのとおりでいくと、議会は推薦しないというふうにとられかねないのではないかと思いますけれども、いかがでございませうか。

○総務議事係長（高橋正人） ただいまの件につきましては、小泉委員のおっしゃるとおりでございまして、一般の方の部分については議会でご推薦してございませうので、これは誤りでございませうので、削除させていただきたいと、誤りです。

○委員（小泉勇一） そうしますと、この農業委員の推薦というのは従来どおりのつけておく……

○総務議事係長（高橋正人） ええ、そのとおりです。

○委員（小泉勇一） はい、わかりました。

○委員長（小久保重孝） 今説明をしたとおりで、説明をした農業委員の推薦の件は、事務局の間違いということで、こちらのほうは取り下げをするということでございませう。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○委員（吉村俊幸） これ何ページになるのかな、先例集改正の2というやつのところなのだけれども、一般質問の会期の日程の欄、これで当初予算議会、これが議会運営委員会開催の日の翌日から起算して3日間を経過した日に行うとなると、今回どういう計算になるのか。きょう29日でしょう。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（吉村俊幸） だから、どうなる。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（吉村俊幸） いや、定例会の運営に係る議会運営委員会の開催の日というのはきょうだよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（吉村俊幸） ああ、本会議ではないのですね、一般質問。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（吉村俊幸） ごめん、ごめん、誤解していました。

○委員長（小久保重孝） よろしいでしょうか。今の件はいいですね。本会議の初日の話ではなく

て、一般質問ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） この先例集につきましては、今回も少し整理をさせていただいたのですが、定数が減ったことや、歴史がある中で、もう要らなくなっているものがかかり出ているということもちょっとわかってきておりますので、今議長のほうからも新しい年度の中で各会派の皆さんとも相談をしながら、やっぱりこれかなり整理をしようと。海外視察の話もございますし、いろいろと時代、時世に合っていないところも出てきているようでございますので、その辺を皆様にお諮りしながら、先例集をまた改めていきたいと、そのように考えております。これについて議長、発言ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） それで、今回実は事務局のほうから先例集を新たにつくり直すかという話もあったのですが、ちょっと今広報委員会のほうでも広報の見直しというもので、今吉野委員長のほうでまとめをしていただいておりますし、そのこともございますから、それを得て、また他の項目も皆さんと諮りながら、先例集の改定ということを進めて、その先で皆さんにご配付するものを新たに印刷するというように考えておりますので、どうぞお願いをいたします。

これについてよろしいでしょうか。ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小久保重孝） ありがとうございます。

それでは、次回の委員会の開催日程でございますが、先ほどご説明をいたしました意見書の取りまとめということで9日の日になります。一般質問の後になろうかと思いますが、ちょっと時間がまだ定かではございませんが、9日の日に議会運営委員会を開催をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして議会運営委員会を終わりといたします。

本日はご苦勞さまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時33分）